

京都市告示第 69 号

京都市市民防災センターの指定管理者である一般財団法人京都市防災協会から、京都市市民防災センターの臨時休所について、京都市市民防災センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 2 年 4 月 14 日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する日

令和 2 年 4 月 15 日（水）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

（理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため

（消防局総務部総務課）